

(要領様式第2)

事業計画概要書に対する市長意見書

令和6年3月18日

R I K原山商会株式会社
代表取締役 原山俊幸 様

長野市長 荻原健司

令和6年1月23日付けで提出のあった事業計画概要書について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市戸隠豊岡2780番地7 R I K原山商会株式会社 代表取締役 原山俊幸	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市戸隠豊岡字シナノ木池10312番19、10312番20	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物中間処理施設（堆肥化施設）	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	動植物性残さ	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	8 t / 日（稼働時間24時間）	
(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	長野市戸隠東部区及び北部区（処理施設のある事業場敷地の中心から概ね半径 225mの区域） 根拠：長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項 (3)ウ	
(8) 関係住民の範囲その根拠	周辺地域内の住民 周辺地域内に事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業、漁業を営む者。 根拠：条例第45条第2項及び条例施行規則第40条第1号	

(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	令和6年3月23日(土) 午後7時 長野市戸隠豊岡2780-7 R I K原山商会株式会社
--------------------------------	-----------------------------------------------------

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。